

令和 8 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会議録

令和 8 年 2 月 2 4 日開会

柳泉園組合議会

令和 8 年第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第 1 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 0
・議案第 2 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 0
・議案第 3 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
・議案第 4 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 6
・議案第 5 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第 6 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第 7 号（上程、説明、採決）	4 9
○閉 会	5 0

令和8年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和8年2月24日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 施政方針
5. 行政報告
6. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
7. 議案第2号 令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
8. 議案第3号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について
9. 議案第4号 令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）
10. 議案第5号 令和8年度柳泉園組合経費の負担金について
11. 議案第6号 令和8年度柳泉園組合一般会計予算
12. 議案第7号 柳泉園組合助役の選任の同意について

1 出席議員

1番 当 麻 一 哉	2番 関 根 光 浩
3番 村 山 順次郎	4番 小 林 たつや
5番 保 谷 なおみ	6番 大 林 光 昭
7番 原 かずひろ	8番 斉 藤 まさひろ
9番 松 本 潤	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史

助 役	西 村 幸 高
会計管理者	弓 削 丈 士
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
東久留米市環境安全部長	関 知 紀
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	松 本 賢 一
書記	上 嶋 勇 佑
書記	清 水 翼

午前10時00分 開会

○議長（当麻一哉） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和8年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（当麻一哉） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月17日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。去る2月17日、代表者会議が開催されまして、令和8年第1回柳泉園組合議会定例会について協議をしておりますので、御報告を申し上げます。

令和8年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもっての報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」と「日程第5、行政報告」を続けて行い、行政報告の終了後に一括して質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第7、議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」は、関連がございますので、一括で上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第8、議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第9、議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第10、議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第11、議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括して上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

最後に、「日程第12、議案第7号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を上程し、採決いたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和8年第1回定例会を閉会といたします。

以上が代表者会議での第1回定例会に係る決定事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のと

おりとすることに決しました。

○議長（当麻一哉） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、保谷なおみ議員、第6番、大林光昭議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（当麻一哉） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） 本日、令和8年柳泉園組合議会第1回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

清瀬市におかれましては、第1回定例会の開催中、東久留米市及び西東京市におかれましては、第1回定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、令和8年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告の中では、令和7年11月から令和8年1月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、専決処分、補正予算及び令和8年度予算案など、7件の議案を御提案させていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（当麻一哉） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず、施政方針を行います。

○管理者（富田竜馬） 令和8年第1回柳泉園組合議会定例会にあたり、令和8年度にお

ける柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を述べさせていただきます、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営について申し上げます。

当組合においては、中間処理施設の立場から、より資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信・情報提供を推進し、地球温暖化対策の推進として、発電による廃棄物エネルギーを有効活用することで化石燃料の使用量を削減し、脱炭素化に引き続き貢献してまいります。

次に、東久留米市内の小中学校及び公共施設へ供給しております地産地消電力の取組について、本年度につきましては、電力を供給する発電所として関係市と事業の在り方について検討の上、次期小売電気事業者の選定に向け進めてまいります。

当組合の廃棄物処理事業の継続はもちろんのこと、ごみ処理が滞ることがないように、引き続き、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全・安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合の課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は、様々な施策を抱えている中で長引く物価高騰などから依然として厳しい状況であるため、引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めてまいります。

歳出については、決算不用額が多くなることをないように、各種経費について精査し、予算を計上いたしました。予算の執行にあたりましては、事務事業の進捗に合わせた適正な執行に努めてまいります。また、令和8年度においても引き続き、買電電力ゼロを目標にしております。

歳入については、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が極端に増額することがないように、特に売電電力は、年間を通して綿密な運転計画を基に効率的な運転実施による電力量を確保すること。また、資源回収物等の売払収入による歳入の確保にも引き続き努めてまいります。

次に、令和8年度予算編成について申し上げます。

予算編成にあたりましては、歳入の使用料及び手数料について、令和6年度の決算額及び令和7年度の決算見込みを基に精査した上で計上しております。また、歳出につきまし

て、人件費及び委託業務が増額しておりますが、工事請負費は減額しております。また、各施設の維持管理に係る経費は、見積徴取の上、過去の決算額を基にさらなる精査を行った上で必要経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入において繰入金及び繰越金が減額となり、歳出において人件費、厚生施設指定管理料等の各種委託料が増額したものの工事請負費の減額により、前年度に比べ1億861万9,000円減の28億4,243万7,000円となります。なお、関係市の負担金総額につきましては、前年度に比べ8,526万1,000円増の13億4,018万2,000円となります。

次に、令和8年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、暫定再任用職員1名を含む職員32名体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、一般廃棄物処理基本計画を関係市に合わせ策定するため、その経費として、770万円を計上しております。次に、循環型社会形成推進地域計画を策定するため、その経費として、448万4,000円を計上しております。こちらは、リデュース・リユース・リサイクルから成るいわゆる3Rを総合的に推進するために策定する計画で、循環型社会形成推進交付金を受けるための必須条件となる重要な計画であり、今後は、この計画に基づき交付金を受けることとなります。また、不動産鑑定評価業務委託の経費として、78万3,000円を計上しておりますが、こちらは、清柳園土地の今後の売却へ向けて金額を把握するとともに、売却へ向けた協議資料として活用いたします。

次に、施設関係について申し上げます。

清柳園について、清柳園焼却施設解体工事監理業務委託として426万8,000円、清柳園焼却施設解体工事に1億9,263万3,000円をそれぞれ計上しております。この解体工事につきましては、令和6年度から令和8年度までの期間で、併せて解体工事の施工監理につきましても業務委託をするものでございます。こちらには、清柳園解体事業基金を充当するため、一般財源からの支出はございません。

次に、ごみ処理施設関係について申し上げます。

まず、柳泉園クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、908トン、1.5%減の5万8,146トンを見込んでおります。

柳泉園クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみに不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,204トンを含めると、前年度の当初計画量と比較して1,177トン、1.8%減の6万3,350トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、混入している金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣7,285トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋立計画はございません。

柳泉園クリーンポートにおいては、運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」は10年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼動しております。本年度は近年の物価高騰などの影響を踏まえたその委託経費として、10億8,690万9,000円を計上しております。

次に、新規事業として二次燃焼用ファンインバータ機器類更新工事として、2,178万円を計上しております。こちらは、設計寿命である10年を経過したことにより更新工事を実施するものでございます。

なお、発電計画につきましては、本年度においても引き続き安定した施設稼動をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

これらの事業内容などの情報は、広報誌「りゅうせんえんニュース」や組合のホームページを活用し、情報提供を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、8トン、0.1%増の7,763トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後に発生する、軟質系プラスチック類4,170トンと可燃物1,023トンは、柳泉園クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類1,745トンとリサイクルセンターから発生する雑物5トンについては、前年度に引き続き、ガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋立計画はございません。また、リチウムイオン電池等による発火等については、全国的に大きな問題として取り上げられており、大規模な施設損傷により、搬入停止や収集停止に至っている事例もございます。国においても「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」が公表され、資源有効利用促進法の改正等によりメーカー・輸入事業者自主回収とリサイクルを義務づけ、発火事故防止対策に取り組んでおります。

ので、今後どのように具体化されていくか注視してまいります。当組合といたしましても、関係市と共に一層の啓発活動を行うとともに、効果的な収集方法等も含めて協議、検討を行い、引き続き発火・爆発防止に努めてまいります。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、破碎機部品を含めました消耗品費として2,037万7,000円、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として、2,803万9,000円、破碎機部品補修及びごみ投入クレーン補修などを含めた修繕料に、1,919万3,000円をそれぞれ計上しております。

また、関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶に蓋をした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き、適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、140トン、3.1%増の4,657トンを見込んでおり、缶、ペットボトル等は、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。

リサイクルセンターは、安定した処理を図る上で、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として、1,012万9,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、17キロリットル、2.5%増の702キロリットルを見込んでおり、処理水については、15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。

し尿処理施設は、安定した処理を図るため、設備機器類の定期点検整備補修費として、194万2,000円を計上しております。

次に、厚生施設について申し上げます。

本年度は、熱交換器及び圧力容器点検整備補修、ポンプ類点検整備補修などの修繕料に546万1,000円、厚生施設指定管理料として9,228万2,000円を計上しております。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

まず、東村山市との加入協議について申し上げます。

令和7年10月より柳泉園組合・東村山市加入協議会を設置し、現在までに2回の協議会、5回の幹事会を行ってきたところでございます。本年度は東村山市加入協議に伴う実証実験として、東村山市からの燃やせるごみを実際に搬入し交通調査及びごみ処理施設における排ガス調査を実施いたします。また、柳泉園組合新清掃施設整備基本構想について、東村山市の加入による影響を把握するため、4市での新清掃施設整備構想を策定してまいります。これらの結果を踏まえながら、併せて加入に伴う負担金額についても協議をしてまいります。

本年度は、当組合にとって極めて重要な節目の年でございます。

前年の可能性協議会から長きにわたり検討を重ねてまいりました。加入についての協議が、いよいよ最終段階へと差しかかっております。これまで積み重ねてきた議論や準備の成果が問われる、大変意義深い局面であると認識しております。

加入についての協議は、当組合の将来像を形づくる極めて重要なプロセスともなります。だからこそ、本年度は、これまで以上に慎重かつ丁寧な対応が求められております。協議の一つ一つが、今後の組合事業を左右する重要な判断につながるため、周辺自治会の皆様の御理解御了承は不可欠であり、また、組合議会議員の皆様へも、適宜、御報告をさせていただき進めてまいります。

次に、清柳園焼却施設解体事業でございます。

令和7年度は、有害物除去、焼却施設解体工事及び汚染土壌撤去工事を進めてまいりました。本年度は、引き続き汚染土壌撤去工事を進め、敷地整地工事の上完了する予定としております。なお、解体工事期間中の環境保全対策等を図るとともに、周辺住民の方への工事進捗については、適宜、情報提供を行い、着実に解体事業を進めてまいります。また、清柳園土地の売却に向けた協議を進めてまいります。

次に、厚生施設の運営管理でございます。

本年度は、改めて指定管理者の選定をいたしました。令和3年度から指定管理者制度を導入し、様々な利用促進の取組により年々利用者が増加しております。これからの5年間でよりよい事業運営となるよう、指定管理者と連携を図りながら進めてまいります。

最後に、組合運営にあたっては、ごみの排出状況の変化に対応すべく、引き続き環境行政の一端を担う中間処理施設として、事業継続を第一に廃棄物処理の停滞を招くことのないよう、当組合の役割を果たしてまいります。また、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、今後も適切な事務・事業の遂行、情報発信・情報提供を行い効果的

な施設運営に努めてまいります。

周辺自治会の皆様をはじめ、関係市民の皆様、組合議会議員の皆様におかれましても、この先の持続可能な将来を見据えた礎を築き、柳泉園組合の未来に実を結ぶと信じていただけるよう、最大限努めてまいります。

以上をもちまして、令和8年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（当麻一哉） 次に、「日程第5、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和7年11月から令和8年1月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、1ページの総務関係、庶務につきまして、特に通常の事業運営と異なる点について御報告いたします。

初めに、周辺自治会の皆様に柳泉園組合の事務事業などを報告するために、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会を11月4日に開催いたしました。

続きまして、11月20日に第3回柳泉園組合・東村山市加入協議会幹事会、12月17日に第4回柳泉園組合・東村山市加入協議会幹事会、年が明けまして、1月21日に第5回柳泉園組合・東村山市加入協議会幹事会を開催し、その中におきまして、中間報告を取りまとめさせていただきました。1月30日、第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会におきまして、幹事会におきまして取りまとめました中間報告の御報告をさせていただきました。詳細につきましては、後ほど担当課長より御報告させていただきます。

次に、1月6日から15日にかけて、令和8年度一般会計予算（案）につきまして協議するために、持ち回りにより管理者会議及び事務連絡協議会を開催しております。

次に、4ページ、1のごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの搬入量等は、表4-1から9ページの表6までに記載のとおりとなっておりますが、昨年同期と比較し、全体的に減少傾向の状況が今期におきましても継続しております。

続きまして、10ページ、施設の稼働状況についてでございます。

柳泉園クリーンポートについてでございますが、今期におきましても定期的な測定調査及び定期点検整備補修工事等を実施し、順調に稼働してございます。

11 ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。柳泉園クリーンポートにおきます可燃物等の焼却量は合計1万5,600トンで、昨年同期と比較し1,408トン、8.3%の減少となっております。

表8、ばい煙測定結果から13ページの表11、下水道放流水測定結果までの各種測定結果におきましては、測定項目全てにおきまして基準に適合してございます。また、今期におきまして水銀の検出はございませんでした。

続きまして、14ページ、不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。今期におきまして定期的な補修工事等を実施し、順調に稼動してございます。

表12、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,942トンで、昨年同期と比較し49トン、2.5%の減少となっております。

リサイクルセンターにつきましては、今期におきまして故障等もなく、順調に稼動してございます。

表13、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,141トンで、昨年同期と比較し47トン、4.0%の減少となっております。

15ページ、最終処分場につきまして、表14を御参照ください。焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期におきましては1,724トン、昨年同期と比較し180トン、9.5%の減少となっております。

不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせず、ガス化熔融や選別破碎処理等により燃料ガスや路盤材として再利用をしてございます。表15に記載のとおりでございます。

16ページ、し尿処理施設関係でございます。

表16-1から表16-3までを併せて御参照ください。

し尿の搬入状況でございますが、し尿の総搬入量は175キロリットルで、昨年同期と比較し5キロリットル、2.8%の減少となっております。

17ページ、施設の稼動状況についてでございますが、今期におきまして故障等もなく、順調に稼動してございます。

表17の下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準に適合してございます。

18ページ、施設管理関係でございます。

厚生施設につきましては、表18-1から19ページの表18-3を併せて御参照ください。

施設の利用状況につきましては、昨年同期と比較しますと、屋外施設であります野球場が55回、23.3%の減少となっております。一方で、室内プールにおきましては4,013人、31.4%の増加でございました。その他の施設におきましてはほぼ横ばいの利用状況でございました。

19ページ、施設の収入状況についてでございますが、表19に記載のとおりでございます。昨年同期と比較し247万8,400円の増額となっております。

最後に、20ページ、施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び表21に記載してございます。いずれにおきましても水質基準に適合してございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○総務課長（米持謙） 続きまして、行政報告資料「第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会について」でございます。その内容につきまして御報告いたします。

3ページを御覧ください。

1、開催日時は令和8年1月30日（金曜日）でございます。

2、開催場所は当組合見学者説明室でございます。

3、会議次第は、（1）報告事項として、ア、幹事会における調査・検討内容の中間報告について。（2）協議項目としては2点でございます。1点目は、ア、柳泉園組合既存施設に関する事項、（ア）周辺環境への影響、a、柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書の決定について、2点目は、イ、柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項、（ア）新施設整備事業との調整、a、柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書の決定について。及び（3）その他でございます。

4、出席者につきましては、記載のとおり、4市の市長でございます。

5、会議内容でございます。第2回加入協議会では、柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第6条第5項の規定に従い、資料に沿って内容及び結果の報告を行いました。この内容及び結果につきましては、加入協議会資料より説明をさせていただきます。

それでは、加入協議会資料の8ページを御覧ください。協議項目1、柳泉園組合既存施設に関する事項、（1）周辺環境への影響について。内容は、東村山市の燃やせるごみを

柳泉園組合に搬入し処理を行い、排ガスや周辺道路の交通への影響を調査する実証実験を実施することや、具体的な内容・時期並びに費用負担等について協議を行いました。結果は、「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書（案）」のとおり集約をいたしました。

9 ページを御覧ください。第 1 条第 1 項では、東村山市の燃やせるごみ（公車）を試験的に柳泉園組合に搬入し、周辺環境への影響について、搬入前または搬入後の状況と比較いたします。

実証実験は、同条第 2 項のとおり、（ 1 ）交通調査及び（ 2 ）排ガス調査を実施いたします。

（ 1 ）の交通調査は、東村山市ごみの搬入期間中と搬入期間外のそれぞれ 4 日間ずつ、計 8 日間の現地調査を行う内容で、交通量調査及び交通状況調査を実施いたします。交通量調査は計測器を用いた車種別の台数調査であり、交通状況調査は画像記録や目視記録を用いた道路交通状況の調査を予定しております。

（ 2 ）の排ガス調査は、昨年度の可能性協議会において、関係市と東村山市の可燃ごみの組成はほぼ同じであることはお示ししているため、理論上、排ガスへの影響が出ることはないと考えられますが、影響がないことを確認することを目的に実施するものでございます。

次に、同条第 3 項を御覧ください。実証実験において、東村山市の燃やせるごみを搬入する期間につきましては、過去の傾向を調べた結果、搬入量が多くなる時期は連休明けの月曜日でございます。そのため、令和 8 年 5 月 1 1 日（月曜日）から 1 5 日（金曜日）までの 5 日間とし、期間中に行政収集した東村山市全域の燃やせるごみ全量を搬入いたします。

第 2 条の補助金の活用について、実証実験における交通調査は、東京都の区市町村との連携による環境政策加速化事業補助金を活用いたします。

第 3 条では、東京都の補助金で補うことができない費用については、その全額を東村山市に負担いただくこと、交通調査に係る費用の予定額は 6 7 3 万 6, 0 0 0 円とすること、排ガス調査については、柳泉園組合の定期排ガス測定調査に合わせて実施するため、東村山市の費用負担は生じないこと、実証実験期間中の燃やせるごみの処理量は、柳泉園組合ごみ処理手数料 1 キログラム 3 8 円から最終処分費相当分 1 キログラム当たり 1 4 円を引いた、1 キログラム当たり 2 4 円とすることとしております。なお、第 4 項に係るごみ処

理手数料については、令和8年度中に柳泉園組合からの請求に基づきお支払いいただく予定です。

10ページを御覧ください。当該覚書は柳泉園組合と東村山市との間で締結し、関係市は立会人になっていただくことを予定しております。

「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書（案）」の説明は以上となります。

恐れ入ります。また8ページにお戻りいただけますでしょうか。続きまして、協議項目1、柳泉園組合既存施設に関する事項、(2)柳泉園クリーンポートへの影響について。内容は、東村山市の燃やせるごみの受入れにあたり、柳泉園クリーンポートへの影響等について調査・整理いたしました。結果は、「柳泉園クリーンポートへの影響等について」のとおり集約いたしました。

それでは、11ページを御覧ください。こちらは、東村山市が加入し、東村山市の燃やせるごみを柳泉園組合に搬入し処理することとなった場合、柳泉園クリーンポート等へどのような影響があるのかを調査したものでございます。一部検量業務やプラットホーム業務における実務上の影響については、実証実験を通して確認する予定でございます。

(1)焼却処理量と私車搬入量について説明をいたします。左側のグラフは焼却処理量を示しており、令和9年度以降の推計量として、一般廃棄物処理基本計画の計画値から示しており、令和6年度に開催いたしました可能性協議会の報告内容と整合するものとなります。赤字で示しました柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量は8万6,279トンです。令和9年度は146トンのみ焼却処理可能量を超えることとなりますが、令和10年度からは下回ることが見込まれます。このグラフにつきましては、一般廃棄物処理基本計画の計画値に基づいており、直近の実績を見ると、計画値よりも約3%低い水準でございます。各市が同水準で推移されれば、令和9年度からも下回る見込みでございます。右側のグラフは事業系許可事業者や個人持込みによる私車搬入量を示しており、ごみ処理手数料と比例関係にある数値となります。下の注釈でございますが、東村山市については市民の個人持込みはなく、事業系許可事業者のみとしております。

12ページを御覧ください。(2)発電量等について説明いたします。総発電量、売電量、買電量について、令和9年度から令和13年度の5年間の平均値で、3市と4市の場合での比較を表しております。焼却量が増加することで、総発電量は約40%の増加、売電量は約70%の増加、買電量は約35%の減少となります。

13 ページを御覧ください。(3) 歳入・歳出予算(可燃ごみ)について説明いたします。処理量や発電量の増加による予算への影響を5年間の平均値で試算いたしました。歳入では、ごみ処理手数料及び売電収入が増加となり、約2億1,000万円の増加となります。歳出では、上下水道代及び各種委託料が増額するものの、買電代及び都市ガス代は減額となり、約4,000万円の増加となります。歳入歳出差引きで約1億7,000万円の増収が見込まれます。

14 ページを御覧ください。(4) 炉の稼働計画について説明いたします。先ほどと同様に、5年間の平均値で試算いたしました。処理量が増加することによる焼却炉の立ち上げ及び立ち下げ回数が減少し、3炉運転が大幅に増加することで稼働が安定し、発電量も増加いたします。

15 ページを御覧ください。(5) 温室効果ガス排出量について説明いたします。温室効果ガス排出量は、処理するごみの総量は変わりませんが、エネルギー分散消費の抑制や運転の効率化により、約4%の減少が見込まれます。

16 ページを御覧ください。(6) 可燃ごみの受入れ準備期間について説明いたします。東村山市加入による帳票システムの改修、備品の調達、収集業者への周知や研修等、その他事務的な調整や変更が発生し、受入体制を整える期間として約3か月が必要となります。なお、帳票システムの改修、備品の調達の費用につきましては、東村山市の加入に際し発生する費用になりますことから、東村山市に御負担いただく予定でございます。

「柳泉園クリーンポートへの影響等について」の説明は以上となります。

恐れ入ります。8ページにお戻りいただけますでしょうか。続きまして、協議項目2、柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項、(1) 新施設整備事業との調整について。昨年10月2日に開催いたしました第1回加入協議会で東村山市長より、将来の新清掃施設においては、燃やせるごみ以外も含め基本計画から参画したいと申し入れられた経緯につきましては、柳泉園組合議会への報告及び周辺自治会への説明の上、了承いただき、新施設における東村山市の燃やせるごみ以外も協議することにつきまして御理解いただけたところでございます。この経過を踏まえ、内容は、東村山市の燃やせるごみ以外も含め、新施設で受け入れた場合の規模や事業費等を協議会として把握する必要があるため、「4市における新清掃施設整備構想」を策定することについて協議・検討を行いました。結果は、「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書(案)」のとおり集約いたしました。

17ページを御覧いただけますでしょうか。第1条は、柳泉園組合が令和6年度に策定した新清掃施設整備基本構想の施設整備を想定したものでありますが、東村山市が加入することにより、既に策定した基本構想と比較し、変更点や課題等を確認するために実施いたします。成果物は、基本構想と同様の本編と概要版でございます。同条第2項は、当該整備構想の策定主体は加入協議会とすることを示し、同条第3項では、東村山市の加入により影響が出る箇所を整理し、必要な修正を行うとともに、東村山市の加入が正式に決定した場合に必要な応じてパブリックコメントを実施し、既に策定した基本構想の改訂版として取り扱うものとするとしております。

第2条は、実証実験と同様に、東京都の区市町村との連携による環境政策加速化事業補助金を活用いたします。

第3条では、東京都の補助金で補うことができない費用につきましては、その全額を東村山市に負担していただくこと、整備構想の策定に要する費用の予定額は350万3,000円とすることとしております。

18ページを御覧ください。こちら、実証実験の覚書（案）と同様に、柳泉園組合と東村山市との間で締結し、関係市は立会人になっていただくことを予定しております。

「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書（案）」の説明は以上でございます。

恐れ入ります。8ページにお戻りいただけますでしょうか。赤枠の部分の協議項目2、柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項の（2）国や東京都の方針との整合、協議項目3、東村山市加入に伴う諸課題、（1）加入時負担金と単年度負担金及び（2）補助金活用と財政計画につきましては継続協議中でございます。（3）規約変更については未協議であり、これらの4点の協議項目につきましては、第3回柳泉園組合・東村山市加入協議会以降の報告事項となります。

恐れ入りますが、最後に、4ページにお戻りいただけますでしょうか。4ページの下から2行目を御覧ください。協議事項として協議会は、「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書（案）」及び「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書（案）」につきまして審議し、（案）のとおり決定をいたしました。なお、覚書の締結時期につきましては、当組合の今定例会及び東村山市の3月定例会にて、それぞれの令和8年度当初予算の可決後を予定しております。

なお、この加入協議会の資料は、本定例会の後、要点、会議録とともに、柳泉園組合の

ホームページにて公表する予定でございます。

第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会については以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） それでは、お伺いをいたします。恐らく7点になろうかと思いますので、よろしくお願いたします。

管理者からの施政方針に関連して1点お聞きしたい、管理者の見解を伺いたいと思います。

柳泉園組合において実施していただいております、今日の御報告にもございました様々な事業は、市民の暮らしを下支えする極めて重要なものだと認識をしております。廃棄物の処理については、水道や下水、あるいは、道路や鉄道などの交通インフラと並んで、市民の暮らしを支える、また、経済活動の生産性の面からも非常に重要なものだと思っております。

その上でなのですが、私は柳泉園組合の事業推進において、安心・安全、安定的な処理、そして、それらをできるだけ安価に実施していくことが重要だということを、過去に何度か、この場で述べさせていただいております。施政方針をお聞きいたしますと、安全、ないしは安定的な処理、それをできるだけ安価にという部分は、言葉は違いますが、一定認識を共有できるのかなと感じておりますが、安心という部分において少し不安というか、不足を感じて聞いておりました。安心とは、実際問題として安全であること、ここを前提、下支えとしながらも、安全であることとともに、柳泉園組合が持っている、先ほど述べたような大切な、また、他に代替がしづらいこの役割について、関係市の市民の皆さんによく理解していただいている状態のこと、そのための不断の努力のことだと思えます。そのためには、今日の御報告にもありますけれども、ダイオキシン類などの必要な点検や調査が適切に実施されていることとか、厚生施設がよりよく運営されていることとか、仮に、万が一にですが、トラブルや事故などがあっても、これまでと同様にうそ偽りなく事実を公表し、原因と再発防止の手だてを報告するなどの取組も必要かなと思えます。また、安心という観点で言えば、広報、情報公開などによるものも大きいと思えます。私は、柳泉園組合の実施する事業において、市民の皆さんに安心していただく取組、これはこれまでも実施していただいていると思えますが、少し施政方針のお言葉として安心と

という言葉が見られなかったと感じますので、管理者の御見解、安心という観点でお考えをお聞きできればと思います。

2点目ですが、柳泉園組合・東村山市加入協議会について、4点になろうかと思いますが、お伺いしたいと思います。

御報告をいただきまして、柳泉園組合・東村山市加入協議会については進捗があるということでもあります。繰り返しのお願いですけれども、協議にあたっては、基本的に傍聴もできないということがございますから、事前、事後の議会に対する情報提供については、繰り返しですが、十分御留意いただくように、このことは重ねてお願いをしておきたいと思えます。

前回の定例会におきまして、東村山市より、柳泉園組合における新清掃施設において、東村山市の燃やせるごみ以外についても一緒に処理できるように協議に参加したい旨のお申出があったとのことで、それは、なぜそのようにお申出をされるのかということと質問をいたしました。一言一句ではないですけれども、基本的に柳泉園組合としては、その理由については把握がないということでありました。その後、時間の経過もございまして、協議も回を重ねているようでございますから、この理由について。新清掃施設で、燃やせるごみ以外についても東村山市から柳泉園組合の施設に持ち込み、処理をしたい。そのための協議をしたいということのお申出があった理由です。この把握があるのかどうか。また、あったのであれば、それはどういうものか、伺いたいと思えます。

加入協議会についての2点目です。市民の皆さんに対する説明会の開催について伺いたいと思えます。繰り返し申し上げますが、加入協議において、市民の皆さんの理解ということが非常に重要だと思えます。周辺自治会の皆さんに御説明いただいている、御理解をいただいているということは承知しております。その上でなのですけれども、取るべき手だてとして中間報告という御説明もあったかなとも思えますし、2つの覚書（案）ですか。この確認もされているという、1つの節目に至っているのかなとも思えますので、この定例会後、春と呼べる時期を目途に、市民が参加できる説明会、今日御説明いただいたものが多くの内容を占めるものと想像しますが、この開催を御検討いただきたいと思います。いかがでしょうかということが2点目でございます。

3点目ですけれども、加入協議会に関して具体的にお聞きしたいと思います。事業費の試算についてでございます。昨年8月に一般質問を私はいたしまして、関係市で新清掃施設を更新した場合と、東村山市を含めた4市で新清掃施設を建設した場合とで、どのくら

いの費用の違いが生じるのか、事業費の試算を御調製いただきたいということで質問をさせていただきました。その際の御答弁は、加入協議会で検討されるべきものと。その差が分かるようにしていただきたいということなのですがということで再度質問をいたしますと、やはり同じお答えで、加入協議会で検討されるべきものと想定しているという答弁でございました。「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書（案）」を先ほど御説明いただきましたけれども、そこの中にはそれを期待させる文言もあるのかなと読んでおりますが、この点での検討というものは俎上に上っていると考えてよいのかどうか、伺いたいと思います。

4点目です。東村山市に負担していただくことになる加入時の負担金は今後の協議によるということで、先ほど御報告がありました。その考え方についてです。今後の協議の1つのテーマになるということは承知しております。詳細な金額というのはこれからだということは百も承知なのですけれども、一方で、他団体の話ですが、金額で合意に至らず、物別れというか、合意に至らないケースというものもなくはないということで承知しております。金額はまた今後の協議によると思うのですが、柳泉園組合として持っている、加入時の東村山市に負担していただく負担金です。これがどういう考え方に基づいて協議されるのか。何らかのロジック、何らかの計算するための考え方、こういうものがなければ、あまり高くても、あまり安くても、どっちにしても合意に至らないということになりかねないかなと。ここは柳泉園組合議会の場面でございますし、今後の協議テーマだという御説明もありましたので、加入時の負担金の考え方です。幾らかでも、今お持ちの考え方について御説明いただければなど。

以上が加入協議会に関する質問でございました。

最後に、別件で2点お聞きしたいと思います。

加入協議会と全然関係なくお聞きするのですが、水銀対策について伺いたいと思います。行政報告の説明でも、11ページの表8とか、12ページの表10とか、そういうところに水銀の分析結果が掲載されております。柳泉園組合では平成27年、2015年になろうかと思いますが、9月1日ですけれども、水銀を検出するアクシデント、事故と言っていると思うのですが、焼却炉がありまして、焼却炉が停止するということがございました。去年は、東京二十三区清掃一部事務組合の工場になろうかと思いますが、豊島区の清掃工場、あるいは、佐渡市の清掃工場で基準値を超える水銀が検出されています。大原則として、焼却炉に、また、ごみピットに水銀を含む廃棄物が持ち込まれないように、持

ち込ませないようにする対策ということが、この問題では重要だと思えます。その上で、行政報告では排ガス中の水銀濃度に関する報告もありましたが、それ以外に、このようなアクシデントを繰り返さないような柳泉園組合としての対策、測定等です。こういうものは、御報告いただいている分は承知しているのですけれども、これ以外に何か実施しているものがあるかどうか、その状況について伺いたいと思えます。

最後になりますが、東京たま広域資源循環組合議会に2月19日に参加をしましてまいりました。その際に、エコセメント化施設で火災が発生して、焼却灰の搬入停止を昨年11月21日から行っていたという御報告がありました。柳泉園組合としても焼却灰を東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入していると思うのですけれども、先ほどの行政報告ではそれを伺うような御説明はなかったのですが、影響はなかったということの理解でよろしいかどうか、影響があったのであればどのような影響か、少し御説明いただければと思えます。

○管理者（富田竜馬） 1点目の御質問にお答えをさせていただきます。施政方針において申し上げさせていただいているとおり、事業継続はもちろんのこと、日々排出される廃棄物の量の多い、少ないにかかわらず、ごみ処理が滞ることのないよう、安全・安心に、安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めております。情報提供に関しましては、柳泉園組合議会、関係市の市民の皆様、そして、周辺地域の皆様に引き続き適宜適切に行ってまいります。

○総務課長（米持謙） それでは、まず、東村山市の燃やせるごみ以外の処理について、理由について聞かれたのかというところの御質問でございます。第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会報告をさせていただいたとおり、幹事会中間報告からも東村山市の燃やせるごみ以外の処理の理由についての言及はなく、報告書のとおりでございます。

次の、説明会の開催についての御質問でございます。柳泉園組合・東村山市加入協議会について、東村山市が加入した際の周辺環境及び既存施設への影響を確認し、当組合として最も大切にしている、周辺自治会の方々に安心していただくべく、協議内容について、柳泉園組合議会へはもとより、周辺自治会の方々へ適宜報告をさせていただいております。また、関係市の方々へは、りゅうせんえんニュース及びホームページ等を活用し情報提供をさせていただいておりますので、説明会の開催については考えていないところでございます。

次に、加入協議会に係る事業費の試算について検討の俎上に上っているかについての御

質問でございます。第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会報告をさせていただいたとおり、幹事会中間報告にある東村山市加入に伴う諸課題において協議しており、現時点で継続協議となっております。

次に、加入時負担金の考え方は当組合としてどのような考え方かという御質問でございます。柳泉園組合・東村山市加入協議会及び同幹事会については、柳泉園組合はあくまで事務局であり、加入時負担金につきましては、幹事会中間報告のとおり、継続協議となっております。今後の加入協議会を通して報告されるものと考えております。

○技術課長（横山雄一） それでは、まず1点目、水銀対策についての御質問にお答えをいたします。行政報告以外の対策はとのお尋ねでございました。こちらにつきましては、行政報告に掲載している内容も含めてお答えさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、平成27年9月に焼却施設内で基準値を上回る水銀濃度が検出されました。その際に、平成28年に調査対策委員会を設置いたしまして、専門家を交え、原因究明と調査検討を行いました。その際、委員会からの検証結果及び報告書を受けまして、当組合において様々な対策を実施している状況でございます。具体的には、その当時、関係市による水銀含有製品の回収キャンペーン、これは平成30年度に行っております。また、現在まで継続して実施している対策といたしまして、可燃ごみの内容物調査を毎月1回実施、それと、携帯型の水銀連続測定装置による、週1回の収集車両を対象としての検査、また、管理体制の強化といたしまして、廃乾電池及び廃蛍光管の保管方法を厳重にすることなど、対策を講じている状況でございます。

続きまして、エコセメント化施設の機器トラブル発生についての御質問にお答えいたします。焼却灰の搬出への影響はとのお尋ねでございました。こちらにつきましては、11月末から2週間ほど、東京たま広域資源循環組合の施設が稼働停止となりました。ただ、その際も少量ずつは受け入れていただけたので、当組合としては特に影響はなく、通常稼働をすることができた状況でございます。

○3番（村山順次郎） 幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

管理者から、安心という言葉を使つての御答弁をいただいたかなと思います。繰り返し繰り返しで、またかと思われる方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、私としては大事なことだと思っておりますので、安全であることとともに、安心であることがよりよく理解していただける、いろいろな出来事の中においては、安心ということにひとつ留意いただいて御対応いただくということを重ねてお願いしておきたいと思っております。

加入協議会に関係して、全部ではないですけれども、再質問をしたいと思います。正確に言わなければいけないので、正確に言おうと思っているのですが、燃やせるごみ以外について、柳泉園組合の新清掃施設で受け入れていただきたい、そのための協議をお願いしたいというお申出が昨年あって、その理由については、前回の定例会でも聞きましたが、把握がないということで。今お聞きしましたら、協議の中での言及がないということで、柳泉園組合としては、その理由、なぜそのようなお申出に至ったのかというところの経緯ですとかいうところについては東村山市に聞いていただけていない、把握されていないと聞きました。ここは重ねてお願いをしたいのですけれども、私見というか、私の意見ですが、東村山市は燃やせるごみの焼却処理以外にも廃棄物の中間処理施設をお持ちで、これは現在も稼動しておられます。焼却施設も稼動はしているのですけれども。調べた限り、これらの施設については柳泉園組合の施設と比べても建設年次が浅くて、向こう数十年にわたって稼動をするのではないかなと私からは見える施設でございます。すると、これらの施設についてこのまま稼動していただければ、柳泉園組合における新清掃施設については、その分規模を小さくするのではないかなと私は思います。新清掃施設の総事業費の抑制というのは、仮に加入協議会が万端調いまして、東村山市が柳泉園組合に加入をすると。新清掃施設に東村山市の廃棄物等を搬入するということになった場合でも、東村山市とともに、柳泉園組合、関係市にとってもメリットがあると思います。また、別の効果としては、柳泉園組合施設の廃棄物等を搬入する車両ですね。燃やせるごみ以外は搬入しない場合ですけれども。そうすると、車両を幾らかでも減らせるのではないかなと思います。これは私の私見です。見当違いだと言われるかもしれませんが、そういう考えを持つのです。これらの検討をされ得るのか。東村山市の燃やせるごみ以外の搬入をいただきたいという理由が私見を否定するものになるのかなとも思うのですけれども、現段階では分からないので。ぜひ、コミュニケーションが取れる協議が進行している、相手様のお考えで、ここは柳泉園組合議会で、私は柳泉園組合議員なので、その理由についてお聞きしたいと申しておりますから、次回以降、なぜですかと聞いて、柳泉園組合議会に教えていただけないですかということですが、再質問の1点目です。

説明会については、ホームページなどで情報提供をしたいと。市民の皆さんを対象にした説明会は考えないということでもございました。節目節目で、毎月やってほしいということでも求めているわけではないです。中間報告という御説明がございましたから、また、2つの覚書（案）が示されたという段階でございますから、こういう協議を行っている。

今後、この協議はこういうスケジュールで、こういう内容で行っていくと。5月にはこれこれの実証実験をするということについて、今ほど丁寧に御説明いただいた内容を市民の皆さんにも御説明し、市民の皆さんから御意見をいただく、質問をいただく、そういう場面をつくっていただきたいなという意味で聞いております。手続においても不足なく進めていただくということが、この場合は重要だと思います。加入協議会が調う前に、中間報告というこのタイミングで市民向けの説明会の開催を再度お願いしたいと思いますが、ここはもう一度御答弁をいただきたいと思います。

加入協議会に係る事業費の試算について、3市で更新した場合と、4市で建設した場合の比較ということについては、一概に否定する御説明ではなかったと思いますが、俎上に乗っていますという御答弁でもなかったと思いますけれども、今後繰り返し聞いていきたいなと思っております。ぜひここはお願い、要望を強くして、再質問はしないことにしたいと思います。

加入時負担金の考え方については、皆さんが一定御関心があるのかなと思って聞いてみましたが、御答弁として、現在お示しいただけるものがないという御答弁にとどまらず、柳泉園組合議会で柳泉園組合議員が柳泉園組合の事務局に質問をする限りにおいては、御答弁、御説明はいただけないとも感じる御答弁だったのですけれども、どの時点においても、この考え方については、私がどう聞いても、柳泉園組合の立場として説明する立場がないという意味の御答弁だったのかどうか。それは、仮にそうだとしたら少し疑問に感じますけれども、そういう趣旨の御答弁だったのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

水銀に関する対策についてお聞きいたしました。少し飛ばしまして、対策をまろもろ取っていただいているということで、通常の可燃物内容調査、これは水銀に特化した調査というわけではなく、従前から継続してやっていたらいいもの項目の中に水銀も含めていただいているという理解をいたしました。週に1回、ポータブルな計測器で、これも、全数ではないと思うのですけれども、抜取的にやっていたらいいと思います。今回聞いてみて、こういうことも、特に週に1回のほうですね。ここもやっていたらいいということが分かりまして、要望で、お答えは結構ですけれども、行政報告のところに、やっているよという程度で結構ですが、こういうこともしているということで書き加えていただければなということで、これは要望として求めておきたいと思います。

私も、今言及がありました、平成29年3月に取りまとめられた「柳泉園組合水銀混入

調査対策委員会報告書」を改めて読んでみました。やはり、ごみピットに、ないしは焼却炉の中に水銀を含む廃棄物が一定の規模で入ってしまったら、これは、排ガス等から出ていくことをストップする仕組みというものは基本的にはないのだと思うのです。ということは、逆に言えば、柳泉園組合の中に水銀を含むものが持ち込まれないようにする対策、これが重要なと思います。キャンペーンをしていただいたことも承知しております。一方で、東京二十三区清掃一部事務組合も、当組合と勝るとも劣らない対策をされていても、出るときは出るということも現実でございますから、さきの混入事件と、そのキャンペーンから10年が経過している頃合いだと思いますので、関係市ともよく連携をして、柳泉園組合としてできる取組としては広報活動などが思い浮かびますけれども、焼却施設に水銀を含む廃棄物を入れてほしくないのだと。このような形で分別していただきたいのだと。このような形で分別していただきたいのだと。このキャンペーン等ですね。これを、10年が経過した段階でもございますので、検討していただけないかということでございます。

あと、東京たま広域資源循環組合の焼却灰の持込みの件は御説明で理解できました。ありがとうございます。

○総務課長（米持謙） それでは、まず、東村山市の燃やせるごみ以外の処理の理由についてお聞きしたいというところでの御質問にお答えをさせていただきます。先ほども申し上げたのですが、あくまで、加入協議会で報告させていただいたとおり、幹事会で中間報告からもなかったというところで、今後、幹事会でもお話があれば報告ができるものと考えているところでございます。

続いて、説明会の開催についての再質問でございます。こちら、先ほど答弁させていただいたところでございますが、関係市の方々へはりゅうせんえんニュース及びホームページ等を活用し情報提供をさせていただいていることから、説明会の開催については考えていないところでございます。

最後に、加入者負担金につきましての御質問でございます。現在、幹事会中間報告のとおり、継続協議となっております。幹事会につきましては、意思形成過程として未成熟の情報となるため、確定した情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、柳泉園組合情報公開条例の規定に基づき、会議、会議録等は非公開としているところでございます。

○3番（村山順次郎） 先ほどの水銀の質問については。

○技術課長（横山雄一） 失礼しました。関係市と連携しての分別キャンペーン等の検討

ということでございますが、現在、対策を講じた結果、これまで基準値を超える水銀濃度の検出がされていないことから、これらの対策は一定程度の効果があったと考えております。これにつきましては関係市担当部局の協力と市民の皆様の御理解と御協力のおかげであると認識しておりますので、現時点ではキャンペーン等を実施する予定はございません。

○3番（村山順次郎） 3回目でございますから、これで最後だと思います。

理由については、御答弁は聞いていませんという御説明のように聞こえました。お聞きしていることは、柳泉園組合から、協議の場などで、なぜ燃やせるごみ以外についても新清掃施設で処理をしてほしいと思われるのかというところについて聞いてほしいという質問なので、そこを捉えて御答弁いただきたいのです。東村山市からお申出があって、燃やせるごみについて可能性協議会があり、去年の経過の中で協議が始まっているという一連の流れの中で、私は東久留米市議会議員でもあり、柳泉園組合議員でもあるので、市民の方から、多くはありませんけれども、なぜですかと質問される場面があるのです。燃やせるごみについては、東村山市の焼却施設が老朽化をして、建て替えをする必要があるけれども、建て替え費用が非常に大きくなるということでこういう協議に至っているということは、私から下手なりに説明が一応できるのです。一方で、燃やせるごみ以外についても、そのような形で市民の方から、私の立場からしても、なぜそういう協議申入れになったのですかと聞かれたときに、説明する際に、なぜだか分かりませんでは説明にならないので、聞いていただきたい、教えていただきたいということでございますから、ここは捉えて御答弁いただければと思います。

加入時負担金のところについては、情報公開条例がということで御説明をいただきました。予断を持たれることもよろしくないのではという御答弁だったとも思いますが、このところは非常に重要なことなので、柳泉園組合議会に対する情報提供というところは位置づけをしていただいているものだと思いますから、今ではないということはこれで理解をいたしますけれども、質問をしたということはよく御認識いただいて、柳泉園組合議会には情報提供をいただきたいと思います。

水銀のキャンペーンについてお伺いいたしました。今のところ、その考えはないということでありましたが、「りゅうせんえんニュース」等で、水銀等を持ち込まれると、さきの事故のときも、9月1日に始まって、実際に持ち込めるようになるまで数週間かかっております。他団体でも1か月半とか、そのぐらい受入停止になる事例もあるということでございますから、一連の経過等も踏まえて、「りゅうせんえんニュース」やホームページ

等で改めて記事を起こして周知、広報を図っていただきたいと、このところをお願いをして、終わります。

○総務課長（米持謙） それでは、東村山市の燃やせるごみ以外の処理についての理由を聞きたいとの再質問の答弁をさせていただきます。現在、加入協議会につきましては、既存施設につきましては、搬入に伴うものを主にやっているところでございます。そのため、協議内容につきましては加入協議会、同幹事会を通してされるものと考えておりますので、先ほどのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○6番（大林光昭） それでは、私からも質問をさせていただきます。

まずは、日頃より関係市で排出される廃棄物の処理に多大なる御尽力をいただいている柳泉園組合の皆様にご心より感謝を申し上げたいと思います。令和8年度も引き続き安全第一で、ごみ処理をはじめとする各種事業に御尽力いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

先ほど、管理者から施政方針ということで、柳泉園組合の抱える課題、あるいは、その対応、そして、事業運営に対する基本的な考え方ということでお示しをいただきました。私から何点か、まず質問をさせていただきたいと思います。

地産地消の電力の取組についてです。関係市と事業の在り方について検討の上で、次期小売電気事業者の選定を進めるということではありますが、検討や選定の際の視点です。柳泉園組合としての基本的な考え方をお聞かせください。

次に、資源循環型社会の構築に向けた各種取組の成果もあって、ごみの搬入量が減少傾向にある中で、負担金以外の自主財源の確保ということが大変重要だと考えております。資源回収物等の売払については関係市でも取り組んでいるところではありますが、可能な限り関係市で行うべきなのか、柳泉園組合として行うべきか、柳泉園組合としての基本的な考え方をお示しください。

一般廃棄物処理基本計画についてであります。令和4年度から令和18年度までを期間とする同計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うとしております。現段階での見直しの視点、課題への認識をお聞かせください。また、関係市に合わせ策定することではありますが、何をどう合わせるのか、具体的にお聞かせください。循環型社会形成推進地域計画についても、これは3R推進のための目標や実現に必要な事業等を定めていくものと認識をしておりますけれども、計画策定における柳泉園組合としての基本的な考え方をお聞かせください。

次に、広域化についてであります。柳泉園組合・東村山市加入協議会について、協議会の資料を拝見すると、加入によるごみ搬入量の増加に伴って、ごみ処理収入や売電収入の増収が見込めるということ、それから、広域化によって温室効果ガス排出量の削減も見込める、こういうことがあるのだということについては理解をいたしたところであります。その上で、令和8年度予定の実証実験では交通量や排ガスの調査が実施されるとのことでありますが、これは、覚書（案）を見ると、公車のみということになっているかと思いません。加入をすることになった場合に、事業系、あるいは持込み、いわゆる私車の取扱いというのはどうなっていくのか。また、今回の実証実験ではそれを除外している、公車のみとしている理由についてお聞かせいただきたいと思えます。また、あわせて、実証実験終了後の加入の可否の決定のプロセスについてもお聞かせください。

それから、東村山市を含む4市での新清掃施設整備構想を策定するというところでありますが、加入の構想の覚書（案）を見ると、策定主体は加入協議会とするとあります。そうすると、関係市は立会人ということでもありますけれども、関係市と東村山市の役割というものはどういう役割になるのか、これをお聞かせいただきたいと思えます。あわせて、この整備構想は、基本構想の中で東村山市の加入による影響が出る箇所を整理して、必要な修正を行うとともに、東村山市の加入が正式に決定した場合は、基本構想の改訂版として取り扱うということになっておりますので、先ほど申し上げたとおり、東村山市が正式に加入をするということになった場合には、自動的に新清掃施設は4市で整備をする、そして、ここで燃やせるごみ以外も受け入れていくということになるのだという理解でよろしいのか、この点を確認させてください。

次に、清柳園焼却施設解体事業についてであります。令和8年度中に完了予定とのことではありますが、その跡地活用について、清瀬市からの有効活用の申出を前提に、事務連絡協議会で協議が進んでいると承知をしております。昨年8月の一般質問で、どのようなプロセスを進めていくべきか、まずは十分に検討をしていくとの御答弁でありましたので、検討状況をお聞かせください。

それから、最後になります。7号井戸ポンプ等交換補修の工事請負契約についてであります。物価や人件費がかなり高騰している、そういう状況の中で、契約金額が予定価格を大幅に下回った要因についてどのように分析をしているのか、お聞かせください。

○技術課長（横山雄一） それでは、電力地産地消についての御質問にお答えいたします。柳泉園組合としての考え方はというお尋ねでございました。現在、引き続き次期契約に向

けて、協議をしている段階でございます。当組合としては電力地産地消事業で地域に貢献できていると認識しておりまして、引き続き効率よく発電し、効果的に余剰電力を活用していただくことを望んでいるところでございます。これらを踏まえまして、関係市とは引き続き協議をしていきたいと考えております。

○総務課長（米持謙） それでは、何点か答弁をさせていただきます。

まず、負担金以外の自主財源について、資源回収物売払を可能な限り関係市で行うべきか、柳泉園組合において行うべきか、柳泉園組合としての考え方についての御質問でございます。当組合の自主財源につきましては、ごみ処理手数料、各種売払が主でございます。その他の財源確保は難しい状況でございます。資源回収物売払については関係市で取り組んでいることは承知しているところでございます。関係市では、収集方法による効率化や財政状況等から総合的に判断をしていると思われるところでございますが、当組合は関係市のごみを共同処理する中間処理施設として設立されておりますので、関係市と効率化等のバランスを図りながら総合的に考えていければと思っております。

次の、一般廃棄物処理基本計画についての現段階の見直しの視点、課題への認識についてと、地域計画の考え方についての御質問でございます。一般廃棄物処理基本計画につきましては、当組合における見直しの視点としましては、関係市のごみの減量、資源化、適正処理についての取りまとめとなります。次に、課題の認識といたしましては、製品プラスチック類の資源回収物等につきましては、現状の柳泉園組合処理施設では対応ができないことから、その課題対応については関係市と検討する必要があるものと考えております。今後、関係市の状況を把握した上で策定するものと御理解をいただければと思います。また、循環型社会形成推進地域計画の策定における柳泉園組合としての基本的な考え方につきましては、国の3Rの推進の下、施設更新など、施設整備事業で必要となる循環型社会形成推進交付金を受けるために必要な計画でございますので、対象地域における廃棄物処理やリサイクルシステムの方向性を示すものでございます。

次に、加入協議会について、実証実験の実施期間を5月11日から15日までの4日間とした理由と、実証実験後の協議プロセスについての御質問でございます。実証実験の期間を5月11日から15日までの4日間としたことにつきましては、例年、ゴールデンウィーク明けの月曜日に搬入が多いことから、可燃ごみ収集のない水曜日を除いた4日間といたしました。実証実験後の協議プロセスにつきましては、その他にも協議をする内容がございますので、幹事会中間報告を通して、加入協議会において審議、意思決定をされる

ものと考えてございます。また、東村山市の個人の持込みにつきましては、現段階では持込み予定はないというところで伺っているところでございます。また、今回の実証実験の事業者につきましては、期間の関係上、この実証実験からは除いているところでございます。

次の、4市での新清掃施設整備構想策定に至った経緯と、関係市及び東村山市の策定における役割についての御質問でございます。4市施設整備構想の策定の経緯につきましては、加入協議会を設置する際に、関係市による準備協議におきまして、東村山市が加入することとなれば、改めて施設整備基本構想策定の必要性があるとして、協議項目としたものでございます。関係市及び東村山市の役割につきましては、このたびの4市施設整備構想の策定主体は加入協議会でございますので、施設規模、建設費、事業費、事業スケジュール、財政面等から、4市長による代表する立場として審議・意思決定されるものと考えております。新清掃施設につきましては、今後、4市による協議により決定されるものと理解をしております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 清柳園の解体事業後の跡地の検討状況についてお示しくださいということでした。解体事業後におきましては、地元自治体でございます清瀬市により有効活用の申出がございましたので、同市への売却を前提とした具体的な協議を進めてまいります。

2点目なのですが、7号井戸の契約金額と予定価格に対しての乖離、今の物価高騰を踏まえてどのような検証をしているかというところでございます。答弁をさせていただきます。予定価格と契約金額に乖離が生じた理由については、本件の予定価格の算定根拠となる積算額と、落札者から提出された契約内訳書を比較検討しましたところ、特に諸経費の項目において大幅な抑制が見られました。これについては、落札業者へ確認を行ったところ、入札における競争力を高めるため、社内経費を最大限に圧縮する企業努力を凶ったとの回答も得ています。また、当該業者は令和元年度にも同井戸ポンプの更新工事を施工した実績もあります。現場状況を熟知していたことから、施工効率の向上や、予期せぬ費用のリスク低減が可能となり、結果として価格を抑えた契約金額となったものと捉えております。

○6番（大林光昭） ありがとうございます。るる御答弁をいただきました。今日1日の議会でありますので、まだ質問をする方もたくさんいらっしゃると思いますので、なるべく控えたいと思いますけれども、御答弁がなかったところだけ確認をさせていただきます。

柳泉園組合・東村山市加入協議会について、新清掃施設の整備に関して、これは要するに、覚書（案）から見ると、東村山市が今回、燃やせるごみについて加入協議を進めると承知をしておりますけれども、加入が決定されると、新清掃施設については自動的に4市で整備をします。そして、燃やせるごみ以外のものについてもそこで処理をしていく、こういうことになるのだという理解でよろしいかどうか、この点について確認をさせていただきたい。

それから、清柳園については、昨年8月以降、どのようなプロセスで進めていくのかということについて十分な検討をしていくということでありましたので、その十分な検討というのはどういうことを検討されたのかということをお伺いさせていただきたいと思えます。

○総務課長（米持譲） 新清掃施設の答弁が漏れておりまして申し訳ございませんでした。新清掃施設の今後についての質問につきまして答弁させていただきます。4市での基本構想を実施することで、自動的に4市での新施設の整備をする、運営をするというわけではございませんで、今後、その後に基本計画が控えてございます。その中で、環境アセスメント等の対策を図りますので、そこを見まして4市で総合的に、東村山市も含めた4市での新清掃施設の事業ができるかという判断をされるものと考えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 十分な検討というところでの答弁をさせていただきますが、本組合がごみ処理事業を目的として設立された一部事務組合であることと、及び、地理的条件や歴史的な経緯も鑑みて、事務連絡協議会においては、やはり地元自治体である清瀬市による有効活用の申出があって、そういったことでの売却を前提とした具体的な協議を進めていくというところで検討をされたところでございます。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第7、議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」は、関連がございますので、一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年東京都人事委員会勧告に準じ、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。当組合においても同様の改正を行うため条例の整備を要することから、令和7年12月10日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

続きまして、議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分をしたことから、予算総額に変更はございませんが、現予算の歳出を調整する必要が生じたので、令和7年12月10日に本補正について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

今回の条例改正は、公民格差解消のため、給料表を職級によりめり張りをつけた上で、全級全号給を引上げ改定しております。また、特別給として職員の年間支給月数を0.05月引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月それぞれ配分し、再任用職員についても年間支給月数を0.05月引き上げ、同様に期末手当及び勤勉手当に0.025月それぞれ配分するものでございます。

それでは、議案書より5枚ほどおめくりいただきまして、「議案第1号資料 柳泉園組合職員の給与に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

まず、新旧対照表の第22条第2項ですが、職員の期末手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数1.25月をそれぞれ0.0125月引き上げ、1.2625月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の期末手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.70月をそれぞれ0.0125月引き上げ、0.7125月とするものでございます。

次に、第23条第2項ですが、職員の勤勉手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数1.175月をそれぞれ0.0125月引き上げ、1.1875月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の勤勉手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.575月をそれぞれ0.0125月引き上げ、0.5875月とするものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行し、別表1の給料表につきましては、令和7年4月1日に遡及し適用するものでございます。

次に、附則第2項の期末勤勉手当の特別給につきましては、令和7年12月1日に遡及し適用するものでございます。

次に、附則第3項の期末手当に関する特例措置ですが、年間支給率0.025月分の引上げを、令和7年度に限り、12月分の支給率1.2625月を1.275月とするものでございます。また、再任用職員におきましては、年間支給率0.025月分の引上げを、令和7年度に限り、12月分の支給率0.7125月を0.725月とするものでございます。

次に、附則第4項の勤勉手当に関する特例ですが、年間の支給率0.025月分の引上げを、令和7年度に限り、12月分の支給率1.1875月を1.20月とするものでございます。また、再任用職員におきましては、年間支給率0.025月分の引上げを、令和7年度に限り、12月分の支給率0.5875月を0.60月とするものでございます。

4ページ以降は給料表の新旧対照表でございます。

なお、給与の改定につきましては、職員組合と令和7年11月27日に協定書を締結しております。

続きまして、議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、給与条例の一部改正について専決処分したことに伴い、給料及び期末勤
勉手当に係る引上げ分を主に支給するため、人件費に係る歳出予算を調整させた内容でご
ざいます。また、関係市の議決状況を踏まえ、給与改正条例と同日に専決処分をさせてい
ただきました。

それでは、議案第2号より4枚ほどおめくりいただきまして、補正予算書の2ページを
御覧ください。

第1表、歳出予算補正は款、項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載す
る金額でございます。

続いて、6ページ、7ページを御覧ください。款2総務費及び款3ごみ処理費のそれぞ
れの人件費の増減は、給与改定分の差額を支給するため、また、職員の人事異動等がご
ざいましたので、節3の職員手当等について、それぞれ説明欄に記載のとおり調整したも
のでございます。

款5予備費につきましては、このたびの改正等に伴いまして、本補正として445万6,
000円を充用したものでございます。今回の改定に伴う影響額につきましては、給料、
職員手当等、共済費の合計で約850万円と見込んでおります。

続きまして、8ページ、9ページは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりで
ございます。なお、給与改定に伴う差額の支給につきましては令和8年2月13日に実施
しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第2号、令和7年度
柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決
処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

これより議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第2号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第8、議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての提案理由について御説明申し上げます。

平成29年第1回臨時会において議決を得た柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、このたび、固定費の物価変動に伴い契約金額を変更する必要があるため、令和8年2月10日に変更の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持謙） 補足説明を申し上げます。

議案の次のページを御覧ください。

1、件名は柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業でございます。

3、議案番号及び議決日、平成29年4月20日開催の第1回臨時会において議決をいただいております。

4、契約締結日は平成29年4月28日でございます。

5、契約金額については、一番下の令和7年度における固定費A及びB増額後は136億7,254万7,340円でございます。

6、契約期間は契約の日から令和14年6月30日まででございます。

7、契約の相手方はNSE・NSE S運営維持管理共同企業体、代表構成員は日鉄エンジニアリング株式会社でございます。

8、変更内容でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約約款第49条の規定による委託費の見直しにつきましては、あらかじめ定める各対象項目に係る現指標と当該年度8月末時点で公表されている最新の指標を比較いたしまして、一定比率の3%を超えた場合は見直すこととなっております。今回、固定費A及び固定費Bにおきまして、それぞれ上昇しているため、固定費Aの人件費0.07%、その他を0.30%と、固定費Bの補修費及び大規模補修費を5.47%、それぞれ増額するものでございます。

(1) 変更前の契約金額が136億7,254万7,340円に対し、(2) 変更後の契約金額は136億9,713万2,340円となり、(3) 増額金額は2,458万5,000円でございます。増額内訳といたしましては、固定費Aが862万5,100円、固定費Bが1,595万9,900円でございます。

なお、次ページには年度ごとの内訳を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての討論を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更については原案のとおり可決されました。

休憩時間となりますが、議事の進行状況から、予定どおり、休憩を取らず議事を進めてよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） それでは、議事を進行いたします。

○議長（当麻一哉） 続いて、「日程第9、議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額29億5,400万5,000円に対し、歳入歳出それぞれ7,510万円を減額し、予算の総額を28億7,890万5,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額で、7,510万円を増額し、28億7,890万5,000円とするものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金運用収入は165万5,000円の増額でございます。増の理由は、基金運用に伴う定期預金の当初予算予定利率0.13%から0.4%及び0.55%と上昇したことによるものでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目2清柳園解体事業基金繰入金、節1清柳園解体事業基金繰入金は1億5,018万5,000円の減額でございます。減額の理由は、清柳園焼却施設解体工事監理業務委託及び清柳園焼却施設解体工事について、解体工事の進捗が当初計画予定を下回ったことによるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は7,819万1,000円の増額でございます。増額の理由は、歳入のごみ処理手数料及び資源回収物売払等の増加、歳出の契約差金等の不用額によるものでございます。

款6諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入、節1受託事業収入は476万1,000円の減額でございます。減額の理由は、説明欄記載の災害廃棄物処理受託料は、石川県能登半島地震に伴う災害廃棄物処理に伴うもので、当初予定では令和8年3月末までの受入予定でしたが、令和7年8月までの受入れとなったことによるものでございます。なお、受入総量につきましては、令和7年11月5日から令和8年8月22日までの期間として、合計148.52トンの受入れをいたしました。

続きまして、12、13ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節24積立金は4,075万5,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、説明欄記載の施設整備基金積立金は、繰越金の補正に計上した剰余金7,819万1,000円の2分の1に相当する額を積み立てさせていただくものでございます。また、基金運用利子積立金につきましても併せて積み立てさせていただくものでございます。

目3施設管理費、節12委託料は130万9,000円の減額でございます。減額の理由については、説明欄記載の清柳園焼却施設解体工事監理業務委託は、清柳園焼却施設解体

工事の進捗が当初の予定を下回ったことによるものでございます。節13 使用料及び賃借料は26万8,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、庁用車2台におけるNHK放送受信契約の未締結期間が判明したことに伴い、平成28年7月登録車及び平成29年8月登録車の車両登録時に遡ってそれぞれの受信料を精算し、適正な維持管理を行うため、必要となる経費を補正するものでございます。なお、本件における遅延違約金等の発生はございませんでした。節14 工事請負費は1億4,887万6,000円の減額でございます。減額の理由につきましては、説明欄記載の清柳園焼却施設解体工事の進捗が当初の予定を下回ったことによるものでございます。

次に、款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目2 ごみ管理費、節12 委託料は、説明欄記載の災害廃棄物由来焼却灰処理委託72万4,000円の減額でございます。減額の理由につきましては、石川県能登半島地震に伴う災害廃棄物処理に伴うもので、令和8年3月末までの受入予定でございましたが、令和7年8月までと期間短縮されたことによるものでございます。

次に、款5 予備費の3,478万4,000円の増額は、本補正に伴う財源調整でございます。

14 ページは給与費明細でございます。内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 1点だけお聞きしたいと思います。歳出の款2 総務費で、それだけではないのですが、清柳園焼却施設解体工事が減額補正となっております。今ほどの御説明によると、進捗が当初の予定を下回ったためということでございます。どんな形で、どんな理由で当初の予定を下回ったのか、あるいは、来年度が同解体工事の最終年度だと思うのですが、来年度の予定に対する影響などがあるのかどうか、少し御説明いただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 清柳園焼却施設解体工事の進捗が下回ったことと、今後の影響について答弁させていただきます。本事業は令和6年度からの3か年計画で進めている事業でございます。今年度の進捗が当初予定より下回った理由は、1点目は、工事箇所がJR武蔵野線の高架橋脚に近接しているため、掘削による軌道への影響を確実に防ぐべ

く、詳細な施工計画に時間を要したこと、2点目につきましては、土地の形質変更届出において、汚染土壌処理方法に関しまして都からの当初の相談を上回る指導を受けまして、これに伴う計画修正と受理までに時間を要したことになりますが、これは安全、法令遵守などを優先した結果としての延伸でございまして、次年度にかけては着実に工事を完了させるための工程管理を行ったものでございます。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）の討論を終結いたします。

これより議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第4号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第10、議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第11、議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございしますので、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担

金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ28億4,243万7,000円で、前年度に比べ1億861万9,000円の減でございます。予算編成にあたりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が依然として厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は13億4,018万2,000円で、可能な限り負担金を抑えることに努めましたが、8,526万1,000円の増となりました。

なお、令和8年度の主な施策につきましては施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

初めに、「議案第6号資料 令和8年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類を御覧いただければと思います。こちらの資料は令和8年度の事業計画で、予算見積りの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。本資料では議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について説明させていただきます。

それでは、一般会計予算資料の17ページを御覧ください。柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出をしております。

次に、18ページを御覧ください。令和8年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。

まず、令和8年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分けます。この財産的経費は、報酬、積立金、工事請負費、厚生施設費及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち、更新事業に係る経費となっております。また、負担金以外の歳入の取扱いにつきましては財産的経費の総額から差し引きます。

1は財産的経費に係る負担で、財産的経費から歳入を控除し、その残額を関係市それぞれ3分の1の負担でございます。なお、令和8年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、計算上ではマイナスとなっております。

2は経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費に区分いたします。共通経費は報酬、積立金及び工事請負費を除く総務費と予備費の合計となり、ごみ、し尿の関係市の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、関係市の令和6年度の公車のごみの搬入実績量の割合で算出いたします。し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、関係市の令和6年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

3の東久留米市環境整備負担金に係る負担2,800万円は、清瀬市及び西東京市の令和6年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

次に、19ページを御覧ください。4の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は令和7年度からの繰越金に含まれてございますが、負担金の計算では私車処分費を除いて算出し、ここで控除しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

5の表は、令和8年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について説明申し上げます。

恐れ入りますが、「議案第6号 令和8年度柳泉園組合一般会計予算」と題した予算書を御覧ください。

まず、一般会計予算書の2ページ、3ページでございます。第1表、歳入歳出予算は款、項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページを御覧ください。7ページから9ページにかけて、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は13億4,018万2,000円で、前年度に比べ8,526万1,000円、6.8%の増でございます。関係市の負担金につきましては11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料の行政財産使用料は10万9,000円でございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は5億7,513万円で、前年度に比べ1,052万6,000円、1.9%の増でございます。増の理由は、直接持ち込まれるごみの搬入量が前年度に比べ277トン増加したことによるものでございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は546万8,000円で、前年度に比べ373万円、214.6%の増でございます。増の理由は、金利の上昇に伴うものでございます。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の2,283万円は、定年退職者1名分の退職手当に充当するものでございます。

目2清柳園解体事業基金繰入金の1億9,768万4,000円は、清柳園焼却施設解体工事関連の費用に充当するものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は3億200万円で、前年度に比べ9,800万円、24.5%の減でございます。主に令和7年度の歳出決算見込額について、契約差金等の不用額が減となったことによるものでございます。

次に、款6諸収入、項2雑入、目1雑入は3億9,759万円で、前年度に比べ4,031万3,000円、11.3%の増でございます。増の主な理由は、節1資源回収物売払単価の増及び節7その他雑入における東村山市加入協議に係る費用負担と環境政策加速化事業補助金が増額したことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は1億6,190万9,000円で、前年度に比べ2,536万円、18.6%の増でございます。増の主な理由は、定年退職1名分の退職手当及び昨年度の給与改定に伴うベースアップによるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。目2総務管理費は8,262万4,000円で、前年度に比べ2,676万1,000円、47.9%の増でございます。増の主な理由は、一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務及び循環型社会形成推進地域計画策定支援業務等の各種委託料が増額となったことによるものでございます。なお、4市施設整備構想策定支援業務委託及び交通量等調査業務委託につきましては、係る実費分を東村山市に負担いただくものでございます。

4市施設整備構想策定支援業務委託及び交通量等調査業務委託の内容につきましては、東村山市との加入協議に係るところでございますので、詳細を説明いたします。

まず、4市施設整備構想策定支援業務委託は、令和6年度に策定した柳泉園組合新清掃施設整備基本構想は、清瀬市、東久留米市及び西東京市の3市での施設整備を想定したものでございますが、加入協議会において東村山市が加入した場合の4市における新清掃施設整備構想を策定することで、既に策定した関係市の基本構想と比較し、規模や事業費等の変更点や課題等を確認するために実施するものでございます。契約予定期間は令和8年4月1日から8月31日までを予定しております。

具体的な内容といたしましては3点でございます。1点目、基本構想について、東村山市の加入により影響が出る箇所を整理し、見直し等を行い、整備構想を策定する整備構想策定支援業務、2点目、整備構想策定に必要な調査、データ収集及び推計を行い、必要に応じた資料等の作成を行う整備構想策定に必要な調査、資料作成等を行う業務、3点目、複数のプラントメーカーから必要なヒアリングを行う業務等でございます。

委託事業者につきましては、令和6年度に策定した柳泉園組合新清掃施設整備基本構想の策定支援業務委託の請負者との特命随意契約を予定してございます。覚書の予定額につきましては、事業者より見積りを徴取の後、当組合にて積算を行った上、係る費用として350万3,000円を計上しております。

続きまして、交通量等調査業務委託につきましては、東村山市で行政収集した燃やせるごみを一定期間当組合に搬入するにあたり、東村山市のごみの搬入に伴う柳泉園組合北門出入口周辺の道路及び主要交差点への影響を調査することを目的とするものでございます。契約予定期間は令和8年4月1日から7月3日までを予定しております。

具体的な業務内容といたしましては4点でございます。1点目、調査方法や調査体制を含む業務計画書の作成や、道路管理者との調整及び道路使用許可等の準備等を行う調査準備業務、2点目、当組合周辺における東村山市のごみの搬入経路や、通行帯等の標識や信号等の周辺道路の状況の確認を行う条件調査業務、3点目、主要交差点及び柳泉園組合出入口周辺の交通量及び交通状況の調査を実施する現場調査業務、なお、主要交差点とは、当組合北側の野火止用水と新所沢街道が交差する恩多町1丁目交差点でございます。4点目、調査結果の取りまとめ及び東村山市の燃やせるごみの搬入に伴う影響評価を付した報告書の作成を行う評価及び報告書作成でございます。

委託事業者につきましては、指名競争入札による契約を予定しております。覚書の予定額につきましては、複数の事業者より見積りを徴取の後、当組合にて積算を行った上で、係る費用として673万6,000円を計上してございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。目3施設管理費は2億8,387万6,000円で、前年度に比べ1億6,790万円、37.2%の減でございます。節13使用料及び賃借料で、自動車借上料1台のリース期間終了に伴い、柳泉園組合内のCO₂フリーの再エネ電力を使用できることから、新たに電気自動車1台を導入することで64万9,000円の増額となりましたが、次の20ページ、21ページを御覧ください。減の主な理由としましては、節14工事請負費の清柳園焼却施設解体工事が3年事業の進捗による年度間工事負担割合支出額が1億5,924万3,000円の減額となったことによるものでございます。なお、清柳園解体事業につきましては本年度をもって終了となる予定です。

次に、目4厚生施設管理費は1億2,105万7,000円で、前年度に比べ524万2,000円、4.5%の増でございます。増の主な理由は、節10需用費の光熱水費及び修繕料（一般）で835万6,000円の減となりましたが、節12委託料の厚生施設指定管理料が新たに5年間の指定管理となり、人件費及び物価高などにより1,578万9,000円の増額となったことによるものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は1億7,869万5,000円で、前年度に比べ968万9,000円、5.7%の増でございます。増の主な理由は、人事異動及び昨年度の給与改定に伴うベースアップによるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。目2ごみ管理費は13億1,953万円で、前年度に比べ2,892万7,000円、2.1%の減でございます。減の主な理由は、節10需用費の光熱水費電気代が1,052万3,000円の減額、節14工事請負費の新規事業で二次燃焼用ファンインバータ機器類更新工事が2,178万円の増となりましたが、前年度事業のクリーンポート航空障害灯設備更新工事2,944万3,000円が減額となったことによるものでございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。目3不燃ごみ等管理費は3億2,636万5,000円で、前年度に比べ3,904万9,000円、13.6%の増でございます。増の主な理由は、破碎機部品として、節10需用費の消耗品費で593万7,000円の減となりましたが、修繕料（一般及び定期点検）で1,252万円の増額、節12の各種委託料が人件費及び物価高などに伴い3,084万4,000円の増額となったことによるものでございます。なお、不燃・粗大ごみ処理施設等精密機能検査業務につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき実施する事業となります。

次に、目4資源管理費は1億1,409万5,000円で、前年度に比べ962万7,000

円、7.8%の減でございます。減の主な理由は、節10需用費の修繕料（一般及び定期点検）で623万3,000円、前年度事業の節14工事請負費のリサイクルセンター照明器具交換工事372万3,000円がそれぞれ減額となったことによるものでございます。

目5し尿管理費は2,946万9,000円で、前年度に比べ830万9,000円、22.0%の減でございます。

次の26、27ページを御覧ください。減の主な理由でございます。節10需用費の修繕料（一般及び定期点検）が683万6,000円、節12委託料のし尿処理施設運転業務委託が137万1,000円と、それぞれ減となったことによるものでございます。

次に、款5予備費は2億2,000万円で、前年度と同様でございます。私車処分費の精算予定額を除く純然たる予備費を約1,600万円としてございます。

続きまして、28ページから31ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、32ページは債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○2番（関根光浩） では、端的に質問をさせていただきます。

まず、負担金についてなのですが、前年度比で8,526万1,000円の増となっております。その増要因についてお伺いいたします。

もう1点は、交通量等調査業務委託について詳細に説明いただいたのですが、覚書によりますと、環境政策加速化事業補助金を申請されているといったところで、この補助率がどのくらいになるのか、お伺いできればと思います。

○総務課長（米持譲） まず、1点目の負担金の増額理由についての質問でございます。負担金の主な増額理由につきましては、歳入において、繰越金、諸収入による電力売払及び受託事業収入が減額となり、歳出においては、人件費、各種委託料が増額となったことで、令和8年度の負担金総額が増となったことによるものでございます。

次の、歳入の区市町村との連携による環境政策加速化事業補助金でございますが、こちらは、補助率の上限は800万円の事業に対して2分の1の上限で、400万円が限度額

となっているところでございます。

○2番（関根光浩） 分かりました。補助率は2分の1ということで、負担金の増額理由も了解いたしました。

先ほどの村山議員の質疑等もございまして、加入時の負担金については、今後の第3回加入協議会等の協議・検討事項となっているといったところですが、単年度の負担金については、計算式もあることから、柳泉園クリーンポートの影響等についてのいろいろな試算も出ている中で、試算もある程度できるのかなと想像しますが、こちらは加入協議会等での検討ということもあると思うのですが、もし分かれば結構なのでけれども、試算ができているところがあればお伺いしたいと思います。

○総務課長（米持謙） 東村山市が加入した際の単年度負担金の考え方についての御質問でございます。こちら、第2回加入協議会の報告書にございますように、現在、協議中でございますので、第3回加入協議会以降の報告を待っていただければと思います。よろしくお願いたします。

○3番（村山順次郎） 3点ほどお聞きしたいと思います。

歳出、款2総務費で、厚生施設指定管理料ということでの計上がございます。それで、前回の定例会で、選定された指定管理者から、選定の際に提出された事業報告書を議会と共に組合ホームページなどで、指定管理者との十分な協議の上で、公表できる部分については公表していただきたいという趣旨のお願いをいたしまして、一定御答弁もいただいているという認識を持っておりますが、その後の指定管理者との協議で、幾らかでも御公表いただけるものがあるかどうか、その進捗があれば伺いたいと思います。

予算資料の6ページ目などなのですが、今ほど予算についても丁寧な御説明をいただいて、理解をしたところなのですが、4市施設整備構想策定支援業務委託、6ページ目の主な事業計画の4番目の事業なのですが、先ほどの行政報告における御説明、今の提案の補足説明などを聞けば、それが正しいのだろうと受け止めているのですが、予算資料の4番目の事業の（3）の実施理由のところ「令和7年3月に策定した基本構想を基に、東村山市の加入に伴い、改めて施設規模や事業費等の事項を整理し、4市による新清掃施設構想を策定する」という記述になっておりまして、素直にこれを読むと、さも加入が定まったかのようにも読めるのですが、あくまでも今後も協議は継続中で、覚書（案）等は決まっているわけですが、定まった、整ったものはないという認識でよろしいかどうかということです。2点目です。

あと、同じく予算資料の主な事業計画なのですが、一例としては、8ページにあります一番上の9番目の事業で、クリーンポート二次燃焼用ファンインバータ機器類更新工事など、柳泉園クリーンポートに係る事業というものも幾つか、主な事業計画の資料の中に掲載があるのですが、予算に対する御説明や、この資料を見ますと、これは長期包括運営管理事業外の事業と理解をするのですけれども、二次燃焼用ファンインバータなんというのは、非常に柳泉園クリーンポートの機能の一部なのかなとも受け止めるのですが、長期包括運営管理事業でやる事業と、それとは別途予算立てをしてやる事業というものの境目というか、どういう理解をすればいいか、少し御説明いただければなと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 厚生施設の事業計画書につきましては、今、我々柳泉園組合側からとしても、どこまで公開できるかということ指定管理者に申立てをして、それで回答を求めている状況なので、今、進めていますので、よろしくをお願いします。

○総務課長（米持謙） それでは、2点目の、予算資料の6ページ、4の4市施設整備構想策定支援業務委託の実施理由についてでございます。議員のおっしゃるように、記載が分かりづらくて申し訳ございません。お見込みのとおりでございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、クリーンポート二次燃焼用ファンインバータ機器類更新工事についての御質問にお答えいたします。こちらの工事は長期包括運営管理事業外なのかどうかというお尋ねでございました。こちらについては長期包括運営管理事業外の事業となっております。電気設備関係は長期包括運営管理事業から除かれているので、こちらは電気設備に当たりますので、当組合で実施する工事となっております。

○6番（大林光昭） 私からも2点だけ質問させてください。歳出になります。

款2総務費の一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託料の770万円についてでありますけれども、これは、令和3年度に同様の委託料が545万円で計上されて、決算額としては416万円となっていたと思いますが、前回の委託料と委託の内容について違いがあるのかどうか、あるとするとどのような違いがあるのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

同じく、総務費の4市施設整備構想策定支援業務委託料の350万3,000円についてでありますけれども、これについても、新清掃施設整備基本構想ということで令和6年度に1,732万4,000円で計上されて、これの決算額は800万8,000円だったと思います。これについても、前回の業務委託との内容の違いが分かるように、算出根拠について御説明ください。

○総務課長（米持謙） それでは、2点の御質問でございます。

まず、1点目の一般廃棄物処理基本計画等策定業務についてでございます。こちらにつきましては、前回の策定時と同様の業務委託内容となっております。予算算出の根拠でございますが、この基本計画は5年ごとに策定するもので、事業主体を関係市の輪番で行っております。このたびは清瀬市が幹事市となりまして、清瀬市からの見積書を算出の根拠としており、清瀬市での事業者決定後、関係市及び柳泉園組合で随意契約を予定してございます。なお、事業者の決定につきましては、清瀬市による支援業務選定委員会において、清瀬市部長、関係市課長、及び当組合の私、総務課長が委員となりまして、プロポーザルにより事業者を選定しております。

次の4市施設整備構想策定支援業務委託につきましては、令和6年度に実施しました基本構想に東村山市を含めました内容となることから、改めてプラントメーカーによるヒアリング及び見積徴取は必要となりますが、前回策定時と業務委託内容に大きな変更がないため、前回の契約事業者と価格面で有利に契約ができますので、見積徴取の上、当組合による積算を行い予算を計上させていただき、随意契約を予定しているところでございます。なお、係る費用につきましては、その全額を東村山市に御負担いただくこととしております。

○6番（大林光昭） ありがとうございます。根拠についてお示しいただきました。例えば一般廃棄物処理基本計画については、先ほど申し上げたとおり、令和4年度から令和18年度までが期間となっていて、おおむね5年ごとに見直しをするわけですね。今回は見直しの策定ということであると思います。いわゆる最初につくったときですね。最初につくったときの予算額は545万円、決算額は416万円で、これを見直すということになると770万円ということなので、「ん」と思いましたけれども、これは清瀬市でやっているということですので、ここでこれ以上聞いてもどうかなと思いますので、また違う機会に別の角度で質問をさせていただきたいと思います。終わります。

○議長（当麻一哉） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） なければ、以上をもちまして議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受

けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金についての討論を終結いたします。

これより議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第5号、令和8年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算の討論を終結いたします。

これより議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第6号、令和8年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（当麻一哉） 次に、「日程第12、議案第7号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第7号、柳泉園組合助役の選任の同意についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、西村助役が来る3月31日限りで任期満了となりますので、柳泉園組合同規約第10条の規定により、新たな助役に現公益社団法人東久留米市シルバー人材センター常任理事、事務局長である山下一美氏を選任いたしたく、議会の同意をお願い申し上げます。

のでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第7号、柳泉園組合助役の選任の同意については原案のとおり同意されました。

ここで、事務局より「令和8年度柳泉園組合議会定例会日程予定表」を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（当麻一哉） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって令和8年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 当 麻 一 哉

議 員 保 谷 なおみ

議 員 大 林 光 昭